



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

オマーン：所得税法の公布 (6月3日付タイムズ・オブ・オマーン紙、6日付現地各紙)

3日付タイムズ・オブ・オマーン紙及び6日付現地各紙は、それぞれ国際会計事務所 KPMG 社資料及びオマーン税務当局関係者の発言を引用する形で、国王勅令(2009年第28号)によって公布された所得税法 (Income Tax law) の詳細について報じている。なお、この法律は法人を対象としたものであり、個人は対象となっていない。概要は以下の通り。

1. 新たな所得税法により、外資企業と国内企業の課税税率の不均衡が解消 (税率 12%に統一)。
2. 所得税法により、キャピタルゲイン、企業グループ内の構造改革、合併、買収等によって生じた利益も課税対象に追加。
3. 所得税法により、キャピタルゲイン、企業グループ内の構造改革、合併、買収等によって生じた利益も課税対象に追加。
4. 所得税法により限定プロジェクトに対する課税控除帰還の廃止、教育・医療分野に対する課税控除期間の縮小。
5. 所得税法により、これまで無期限とされていた所得税の時効が10年に、税還付を受ける事ができる期間が2年から5年に変更となる。
6. 所得税法により、主税局職員に対して差し押さえの権限を付与。
7. オマーンの2008年の税収は236百万リアル (約6億1500万米ドル)

なお、詳細記事は下記 URL より
Times of OMAN (英字紙)

<http://www.timesofoman.com/searchdetail.asp?cat=&detail=25548&rand=mejwwIFcA7WBXUKZjZXhf0aUnu>